

令和3年陸別町議会12月定例会会議録（第1号）

| | | | | | | |
|--|---------------|--------------------|--------------|----------------|----|-----------|
| 招集の場所 | 陸別町役場議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開会 | 令和3年12月7日 午前10時00分 | | | 議長 | 本田 学 |
| | 散会 | 令和3年12月7日 午後1時24分 | | | 議長 | 本田 学 |
| 出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す | 議席 番号 | 氏名 | 出席等 の別 | 議席 番号 | 氏名 | 出席等 の別 |
| | 1 | 中村佳代子 | ○ | | | |
| | 2 | 三輪隼平 | ○ | | | |
| | 3 | 久保広幸 | ○ | | | |
| | 4 | 谷 郁 司 | ○ | | | |
| | 6 | 多胡裕司 | ○ | | | |
| | 7 | 渡辺三義 | ○ | | | |
| | 8 | 本田 学 | ○ | | | |
| 会議録署名議員 | 中村佳代子 | | 三輪 隼平 | | | |
| 職務のため議場に 出席した者の職氏名 | 事務局長 庄野 勝政 | | | 主任主査 竹島 美登里 | | |
| | 町 長 | 野尻 秀隆 | 教 育 長 | 有田 勝彦 | | |
| 法第121条の規定 により出席した者の 職氏名 | 監 査 委 員 | 飯尾 清 | 農業委員会長（議員兼職） | 多胡 裕司 | | |
| | 副 町 長 | 早坂 政志 | 会 計 管 理 者 | 本間 希 | | |
| 町長の委任を受けて 出席した者の職氏名 | 総務課長 | 副島 俊樹 | 町民課長 | 棟方 勝則 | | |
| | 産業振興課長 | 今村 保広 | 建設課長 | 清水 光明 | | |
| | 保健福祉センター次長 | 丹野 景広 | 国保健康診療所事務長 | （丹野景広） | | |
| | 総務課参事 | 高橋 直人 | 総務課主幹 | 請川 義浩 | | |
| 教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名 | 教委次長 | 空井 猛壽 | | | | |
| 農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名 | 農委事務局長 | 瀧口 和雄 | | | | |
| 選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名 | | | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

◎議事日程

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----|--------|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | 議案第67号 | 十勝圏複合事務組合理約の変更について |
| 4 | 議案第68号 | 陸別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 5 | 議案第69号 | 陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 6 | 議案第70号 | 陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 7 | 議案第71号 | 陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会条例の一部を改正する条例 |
| 8 | 議案第72号 | 陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例 |
| 9 | 議案第73号 | 陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 10 | 議案第74号 | 陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 11 | 議案第75号 | 令和3年度陸別町一般会計補正予算（第6号） |
| 12 | 議案第76号 | 令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号） |
| 13 | 議案第77号 | 令和3年度陸別町国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計補正予算（第4号） |
| 14 | 議案第78号 | 令和3年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 15 | 議案第79号 | 令和3年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 16 | 議案第80号 | 令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号） |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和3年陸別町議会12月定例会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 11月26日第3回臨時会以降、本日までの行政報告であります。口頭で1件、御報告申し上げます。

12月1日の強風及び停電についてであります。

低気圧から伸びる前線が道内を通過した影響で、12月1日、当町では置戸町内での倒木により、午前7時25分頃から、町内のほぼ全域で停電が発生しました。北電では、早速道内各所から陸別町への移動発電機車の配車と移動を行うとともに、リエゾン担当者が派遣され、午前9時55分に役場に到着し、情報共有を図るとともに、北電広報車2台により町内の広報巡回が行われました。移動発電機車の稼働により、町内全域

が通電され、仮復旧したのは午後4時5分、本復旧したのは午後10時59分であり
ます。

陸別小学校及び中学校は、午前10時30分頃仮復旧しましたが、給食については調
理ができなかったため、パンと牛乳と献立の一部を変更し、非常食の野菜シチューを提
供したところであります。午後からの活動につきましては、町内の停電の状況を踏ま
え、小学校・中学校ともに繰上げ下校とし、小学校は一斉集団下校となりました。

強風による被害につきましては、農家の物置小屋など4か所で屋根が剥がれるなどし
ました。また、公共施設では、上陸別浄水場と陸別浄水場のいずれも屋根の一部が剥
がれており、早急に修繕したいと考えております。

なお、お手元に、事業業務工事等発注一覧表を配付しておりますので、後ほど御覧い
ただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

◎教育関係行政報告

○議長（本田 学君） 教育長から、教育関係行政報告の申し出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会9月定例会以降、本日までの主な教育関
係の行政報告を申し上げます。

書面の中から1件、口頭で1件、御報告いたします。

まず、書面の中から、小・中学校の学習発表会、文化祭について御報告いたします。

10月16日土曜日に開催しました陸別小学校学習発表会につきましては、本年度も
コロナウイルス感染症対策を講じた結果、各学年、約20分程度の発表とし、学年ごと
に児童、保護者を入替えながら開催をいたしました。また、陸別中学校第62回文化祭
につきましては、10月31日日曜日午前中のみで開催とし、各学年の合唱コンクール
と本年度配付いたしましたタブレットを活用して、生徒が制作しました映像作品を上映
いたしました。

次に、口頭で1件、英語指導助手の任用についてであります。

8月に任期満了で退任しました英語指導助手の後任についてであります。氏名は、
ティモテ・エドワード・ショーンテラー、28歳、男性、出身地はカナダ国アルバータ
州オノウエイ町であります。コロナウイルス感染症対策の関係で、来日が延期されてい
ましたが、11月28日、来日いたしました。現在、隔離期間中ではありますが、12月
13日、陸別町に着任の予定であります。今後も引き続き感染症対策を徹底し、円滑な
学習活動が行えるよう取り組んでまいります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日、午後 1 時まで提出してください。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1 番中村議員、2 番三輪議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定の件

○議長（本田 学君） 日程第 2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、1 2 月 3 日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6 番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和 3 年陸別町議会 1 2 月定例会の運営について、1 2 月 3 日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、規約の変更 1 件、条例関係 7 件、補正予算 6 会計の合わせて 1 4 件であります。

次に、議会関係では、一般質問 5 名、選挙管理委員及び同補充員選挙、意見書案 4 件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から 1 2 月 1 0 までの 4 日間とすることに決定をいたしました。

なお、1 2 月 9 日と 1 0 日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことが決定しました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

議案第 7 5 号から議案第 8 0 号までの令和 3 年度各会計補正予算 6 件についてであります。従前の例と同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、それぞれ各会計ごとに行うことにいたしました。

なお、今定例会では、選挙管理委員及び同補充員の選挙を予定しております。

議会運営委員会では、指名推選とすることが適当であると決定しておりますので、御了承願います。

以上のとおりであります。議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月10日までの4日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月10日までの4日間にすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

◎日程第3 議案第67号十勝圏複合事務組合同規約の変更について

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第67号十勝圏複合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第67号十勝圏複合事務組合同規約の変更についてですが、十勝圏複合事務組合から規約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 議案第67号です。十勝圏複合事務組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合同規約を次のとおり変更する。

十勝圏複合事務組合同規約の一部を改正する規約。

十勝圏複合事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第3条の表（6）ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務

の項中「（旧忠類村地域は除く。）」を削る。

附則。この規約は、令和4年4月1日から施行するです。

十勝圏複合事務組合でごみの広域処理を行っています。幕別町忠類地区につきましては、現在、広尾町・大樹町と3地区で広域処理を行っていますが、来年4月から十勝圏で処理しようとするものであります。

現在は、この広域処理15市町村が加入しております。

議案説明書、資料ナンバー1に新旧対照表をつけていますので、後に御覧ください。

以上で、議案第67号の説明といたします。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議お願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第67号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第68号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第68号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第68号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてですが、議会の議決すべき事件に必要な事件を加えるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） それでは、議案第68号について説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、議会の議決すべき事件に必要な事件を加えるため、所要の改正を行おうとするものであります。

資料のナンバー2をお開きください。

新旧対照表を載せてございますが、右側、現行の欄の第2条第3号、第4号をそれぞれ第4号、第5号と繰下げて、第2号の次に第3号として、陸別町地域福祉計画を加える改正でございます。

市町村地域福祉計画の策定は、社会福祉法の一部改正により任意とされていたものが、努力義務とされました。さらに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられました。今年度、陸別町地域福祉計画の策定に向けて作業を進めているところでございます。

それでは、議案集2ページをお開きください。

条文につきましては、資料によりただいま説明させていただきましたので、附則を読み上げます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第68号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま総務課長が説明されたことと重複することになりますが、この市町村地域福祉計画、これは平成12年に当時の社会福祉事業法の改正に伴って、都道府県地域福祉計画とともに規定されたものでありまして、これも説明のとおりであります。策定は当初は任意でありました。それが平成30年4月に、社会福祉法の一部改正によりまして努力義務とされて今日に至っていると、そのように認識しております。これも説明のとおりであります。国の通知では地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉と、こういうもののそれぞれの計画の上位計画ということで、今年度の当初予算の説明の際にも、副町長の説明でも上位計画という言葉があったと、そのように理解しております。

したがって、現在、この議会の議決すべき事件には高齢者福祉計画、介護保険事業計画が含まれておりますので、その整合性をとる意味からいけば、今回の提案は理解できるところであります。

関連する質問で恐縮であります。この地域福祉計画の策定状況、これは毎年度公表されておりますが、直近の公表の資料によりますと、管内の市町村で、これを策定していないのは恐らく陸別と、もう一つあるかないかぐらいだろうと思っております。当町では、今年度の当初予算で529万1,000円を計上しております。業務委託によって策定が進められていると思っております。既に、公募型プロポーザルによって行われていると思っておりますが、現状の進行状況、それからこの後、議会提案に至るまでの予定についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの議員のお見込みのとおり内容となっておりまして、プロポーザルで入札をしたのが6月17日、3社により行われまして、6月22日に契約を取り交わしております。その後、契約業者とアンケートの実施に向けて、アンケートの内容を整理して、町民に対する年齢は、一定程度年齢を上へ上げた無作為抽出によりアンケートを実施しまして、8月中にアンケートの回収を終えているところです。

素案を作りまして素案を元に10月29日に、第1回の策定委員会を開催して、内容の説明・協議を行ってきています。現在は、これからになるのですけれども、今月中に修正した素案を各委員に配付、それから意見等を回収・集約をして、第2回の会議を書面会議になるかもしれませんが、第2回の会議を開催して、明年1月中に第3回策定委員会、ここであらかたを決めていきたいということで事務を進めているところであります。パブリック・コメントについても今月から始めたい考えで、準備を進めているところでございます。パブリック・コメントが行われた際には、議員の皆様も、ぜひ積極的な御意見をお願いしたいと思っております。

計画書案ができ上がりましたら、保健・医療・福祉サービス検討委員会に諮問、答申をいただくこととなりますが、議会に対するのはその前後、同時期程度とは考えておりますが、毎年2月下旬頃行われる当初予算説明の議員協議会あたりには、間違いなくお示ししたいという考えでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 市町村地域福祉計画に関連してであります。社会福祉法では市町村地域福祉計画等に関連しまして、これは社会福祉協議会が担当することになるだろうと思っておりますが、地域福祉活動計画、地域福祉実践計画ですか、これが同時並行で進められているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） これまた議員のお見込みのとおり、地域福祉計画と地域福祉実践計画というのは、できれば対になって動いていくと。大きなもの、大きな計画、概要が載った計画により実践的な計画ということで、社会福祉協議会が策

定していく計画ということになります。今現在、社協とは協議しておりますけれども、策定に向けた体制が申し訳ないですけれども、作れない状況であります。

社協としては、もちろんこの地域福祉計画、今年度中に策定が終わり、新年度から動き出すわけですけれども、動き出しながらその整合と実践的な計画を策定していく考えではありますので、令和4年度については整理と検討の期間にあてたいということと、策定に向けた令和5年度以降、できれば令和5年度に策定をしたいということでありませう。もちろんこれが決まりましたら、町としても必要な時期に経費等についての予算の計上も考えているところです。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第68号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第5 議案第69号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（本田 学君） 日程第5 議案第69号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第69号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議

のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第69号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例は、平成26年に整備したもので、厚生労働省令が改正されたために、併せて改正をしようするものであります。

議案説明書、資料ナンバー3から6に新旧対照表をつけてございますので、御参照願います。

今回の改正は、大きく2点あるのですが、大きく2点です。細かいのはいろいろありますけれども、大きく2点ですが、陸別町では該当となる事業所等はありませんので、説明は簡略にさせていただきます。

大きな1点目は、連携施設確保に係る規定の緩和規定です。

議案集3ページ、中段あたりからになります。第6条に第2項から第5項までの4項を加えて、連携施設確保に関する規定を緩和するという内容です。内容は、省略させていただきます。

2点目は、電磁的方法による書面の作成、方法を可とする改正でありまして、書面で行うもの及び書面で行うものが想定されているものについて、電磁的方法を可とするものでありまして、議案書5ページのとおりになります。第6章で雑則を新たに設けて、包括的に規定をしているというものになります。

この2点につきましては、次の議案第70号でも、もう少し触れますので、ここでの説明は以上とさせていただきます。

ほかには字句の修正、あるいは改正に伴う条項号ずれの対応等がございます。この機会にさせていただきますと思っております。

説明は、以上とさせていただきます。

議案集3ページを御覧ください。

議案第69号、今、概要につきましては説明したとおりでございます。

条文の朗読は、省略させていただきます。

5ページ、下段、附則を定めております。読み上げます。

附則。この条例は、公布の日から施行するであります。

以上で説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 69 号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第 6 議案第 70 号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（本田 学君） 日程第 6 議案第 70 号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 70 号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議案第 70 号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

この条例もさきの条例と同様、平成 26 年に整備したもので、こちらは内閣府令が改正されたため、併せて改正をしようするものであります。

議案説明書、資料ナンバー 4-1 から 4-6 に新旧対照表をつけてございますので、御参照ください。

こちらの改正もさきの条例同様大きく 2 点、内容もほぼ同様です。概要を説明させて

いただきます。

1点目は、連携施設確保に係る規定の緩和の部分ですが、議案書6ページ、中段以下になりますが、地域型保育事業における連携施設については、全国的に困難事例が多いということがあります。その代わり必要な措置、連携協力をするものの確保をとることによって、要件を緩和するという改正内容でございます。

小規模保育施設ですとか、企業主導型保育施設等というものが該当するのですが、こちらも陸別町には該当事業所がないため、直接の影響はないものであります。

2点目です。先ほどと同じ、電磁的方法による書面の作成、保存を可とする改正であります。

議案書、7ページあたりになります。

陸別保育所を含めて、特定教育・保育施設等における書類等の電子化に対応させるものでありまして、例えば保護者への交付する書面ですとか、書面で行うもの及び書面で行うものが想定されているもののほぼほとんどですね、電磁的方法によることで対応できるというようにするというものであります。

議案書、7ページのとおりですが、第4章雑則を新たに設けて、これも包括的に規定をしているところでございます。

ほかには、先ほどと同様字句の修正、それから改正に伴う条項号ずれの対応となっております。

改正の概要、ただいま説明したとおりとなります。

条文の朗読は、省略させていただきます。

8ページに、附則を定めております。

附則を読み上げます。

附則。この条例は、公布の日から施行するであります。

大変雑駁な説明でありましたけれども、以上で説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第70号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第7 議案第71号陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会
条例の一部を改正する条例**

○議長(本田 学君) 日程第7 議案第71号陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第71号陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会条例の一部を改正する条例についてですが、陸別町地域福祉計画等の策定に関わる調査及び審議のため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(丹野景広君) 議案第71号陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会条例の一部を改正する条例であります。

陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を5号とし、第2号の次に次の2号を加えるというものであります。

3号として、地域福祉に関すること。それから、4号として、障がい福祉に関することではありますが、これは現在作成中、先ほども出ましたけれども、地域福祉計画の策定にあたりまして調査、審議を行っていただきたいというものと、併せて既に策定済みであります、既に調査、審議はしていただいておりますが、障がい福祉の前回策定しました3計画についても、御審議いただきたいということで上げるものであります。

附則を読み上げます。

この条例は、公布の日から施行するであります。

以上で、説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(本田 学君) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番久保議員。

○3番(久保広幸君) ただいまの説明についてであります、この条例の改正は説明

でもありましたように、さきの第68号議案同様、地域福祉計画の策定に関することでもあります。これまでは介護保険事業など老人保健福祉事業、これに関することのみを規定したわけでありましたが、今回これに障がい福祉に関することを加えるというふうに理解しているわけであります。

ただ、先ほど総務課長の説明でも条文の説明がありましたように、今回の地域福祉計画の根拠となるのは、社会福祉法の中で地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉ということであります。今回、障がい福祉を加えるというのであれば、児童福祉を規定すべきではないかと、そのように考えるわけでありましたが、まずはこれはいかがかということであります。

それから、一方で今回地域福祉に関することということを加えているわけでありますが、これは地域福祉ということになりますと、大きくくりでは高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉も含まれるということでもありますから、今回の改正条文でいけば、屋上屋を架すような規定になっているわけでありますが、このことについてどういう見解を持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員の御指摘、そのとおりかと思いますが、現在、大きな計画として高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者の関係の3計画、そして今回の地域福祉計画というものを策定する関係で、このように追加をさせていただこうとするものであります。最後の地域福祉の言葉でありますけれども、それだけ見ると、実は全てを網羅した言葉と、地域福祉といえば全てが網羅されてしまうということになりますけれども、この条例の第2号の各号は、さきに議決いただいた議会の議決に付すべき事件に関する条例に号立てされている各種計画に対する調査、審議を主たる内容として、保健・医療・福祉サービス検討委員会に調査、審議をしていただきたいということでありまして、全てのもの。いわゆる地域福祉という、だから全ての例えば事案に対して御審議、調査いただくということではなく、現時点で考えているのは計画策定の調査、審議をしていただきたいという考えでございます。

児童福祉につきましては、御指摘のとおりではあるかと思いますが、現在のところ児童福祉を入れるという考え方がなかったというところでもあります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 条例の準則のような類いのものが広範、一般的な対応として出されているのであれば別であります。もし可能であれば、この後のいずれかの規定の改正のときに一度検討していただきたいなど、そのように考えております。

といいますのは、今回の地域福祉計画が上位計画として、子ども・子育て支援事業計画など陸別町にはあるわけですが、これも上位計画にもなりますので、ここらあたりはやはり整理する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 御意見参考にして、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第71号陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第72号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第8 議案第72号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第72号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてですが、町営住宅のうち新町団地の建て替えにより、Z棟、あ棟の用途廃止に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、議案第72号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、現在、進めております新町団地の建て替え事業に伴いましての改正となります。

議案説明書、資料ナンバー6のほうに今回の対象となります解体工事、建て替えに伴います取壊し住宅の位置を示しております、あ棟、乙棟の二棟、計8戸を今回取り壊すような形になるものですから、改正を行いたいと思います。

議案のほうに戻りまして、陸別町営住宅設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1中であります。この部分につきましては、新町団地について抽出した表になっておりまして、この中の下から四つ目、三つ目のところに、乙棟とあ棟が記載されておりますが、この部分を削除しますとともに、表の一番上段になります陸別町字陸別の部分の横にあります棟数、16棟の棟数と44戸の戸数につきまして改正を行いたいと思います。

改正につきましては、このページの下段のほうに棟数と戸数が書かれておりますが、16戸から14戸に変更します。また、戸数につきましては44戸から8戸減りまして36戸という形になります。

次のページにつきましては、乙棟とあ棟が削除された形で表からなくなっております。

以上が改正内容であります。

附則を読み上げたいと思います。

この条例は、令和3年12月17日から施行するであります。

以後、御質問によって回答していきたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第72号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第73号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第9 議案第73号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第73号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 議案第73号を説明いたします。

陸別町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるです。

議案説明書、資料ナンバー7-1をお開きください。

新旧対照表です。左の改正案です。

第8条、出産育児一時金、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として40万8,000円を支給する。改正前は40万4,000円ですので、4,000円の増になります。ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは規則で定めるところに、これに3万円を上限として加算するものとするということで、この規則で定める加算分については、規則も同時に改正されますので、参考として載せてあります。下の段です。

陸別町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則です。

第21条、出産育児一時金の支給。次のページになります。

第4項、出産育児一時金は、健康保険施行令第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1万2,000円を加算して支給する。改正前は1万6,000円ですので、4,000円の減になります。出産育児一時金の支給は、合計で42万円であり、改正前後では変更ありません。

この健康保険法施行令第36条ただし書は、病院、診療所、助産所などによる医学的管理下における出産で、出産事故の際に補償する保険契約が締結されている場合の加算額となります。この補償制度につきましては、妊産婦が医療機関に掛金として支払うもので、その掛金が令和4年1月1日から1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることによる改正となります。

以上で、資料の説明といたしまして、議案書に戻ります。

附則を読み上げます。

1、施行規則。この条例は、令和4年1月1日から施行する。

2、経過措置。この条例の施行日前に出産した被保険者に係る陸別町国民健康保険条

例第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるです。

なお、改正内容につきましては、11月29日に開催されました陸別町国民健康保険運営協議会において、次の議案第74号と併せて承認を得ております。

以上で、議案第73号の説明といたします。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議お願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第73号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第74号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第10 議案第74号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議案第74号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行及び新たな国民健康保険税の減免の規定を設けるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 議案第74号の説明をいたします。

陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

議案説明書、資料ナンバー8をお開きください。

改正の概要になっています。

今回の改正は、18歳以下、高校生以下の被保険者の均等割額を全額減免しようとするものであります。国の制度として、未就学児6歳未満の被保険者の均等割が2分の1となりますので、町はそれに上乗せする形で18歳以下の全額減免しようとするものであります。

改正内容1として、未就学児の被保険者均等割額を2分の1に減額、これは第23条第2項の改正です。

2として、町単独として18歳以下の被保険者均等割額を全額減免、これは第25条の2第4項の改正分です。

3番目として、字句の修正等、改正になっています。これは説明を省略させていただきます。

第23条の2の改正は、表に説明してあります。次の表です。

基礎課税額（医療分）、これは均等割額2万1,000円です。高齢者支援分、均等割額9,000円、合わせて3万円となります。これを減額しようとするもので、世帯の収入によって軽減措置あります。7割軽減、5割軽減、2割軽減、7割軽減の欄を見てもらいますと、基礎課税額が2万1,000円、7割軽減で1万4,700円が軽減されます。1万4,700円、2万1,000円から引きますと6,300円が課税額ですが、今回その2分の1、3,150円を軽減するものであります。軽減額合計が1万7,850円になります。

高齢者支援分に同じように9,000円の7割軽減で6,300円の軽減、残りが2,700円ですね、その半分1,350円が軽減になります。5割、2割軽減も同じように見ていただきます。軽減なしとも同じような対応であります。

次に、第25条2の改正分です。

今、説明しました未就学児の2分の1に上積みして、18歳以下の全額減免するものであります。これも7割軽減で見ていただきますと、基礎課税額の負担額は2万1,000円から1万7,850円を引いた3,150円、これを全額減免しようとするものであります。5割軽減は5,250円、2割軽減は8,400円、軽減なしは1万500円になります。18歳以下未就学児以外は2分の1軽減ありませんので、それぞれ軽減なしの場合は基礎課税額2万1,000円、高齢者支援分9,000円、合わせて3万円全て軽減となります。

対象者ですが、6歳以下の対象者は、今年の当初課税で21名おりました。軽減措置を7割軽減等を緩和しますと、減免額は25万2,000円になります。この4分の3が、国と道の交付金で入りまして、町費は4分の1の負担になります。未就学児を含めた18歳以下は、合計49名でありまして、今年の当初課税で計算しますと、先ほどの

未就学児を含めた軽減額は172万8,000円となります。

次のページ、9-1から9-11まで新旧対照表がついていますので、後に御覧ください。

以上で資料の説明といたしまして、議案書に戻ります。

本文の説明を終わりましたので、附則を読み上げます。

附則。

1、施行期日。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1項、第13条第1項、第23条、第23条の2（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）及び第25条の2改正規定並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

2、適用区分。この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第73号の説明といたします。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議をお願いします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第74号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時09分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- ◎日程第 1 1 議案第 7 5 号令和 3 年度陸別町一般会計補正予算（第 6 号）
 - ◎日程第 1 2 議案第 7 6 号令和 3 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
 - ◎日程第 1 3 議案第 7 7 号令和 3 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 4 号）
 - ◎日程第 1 4 議案第 7 8 号令和 3 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - ◎日程第 1 5 議案第 7 9 号令和 3 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - ◎日程第 1 6 議案第 8 0 号令和 3 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
-

○議長（本田 学君） 日程第 1 1 議案第 7 5 号令和 3 年度陸別町一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 1 6 議案第 8 0 号令和 3 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）まで、6 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 7 5 号令和 3 年度陸別町一般会計補正予算（第 6 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,066 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2 億 1 億 1 万円とするものであります。

続きまして、議案第 7 6 号令和 3 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7 億 2 億 0 億 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4 億 0 億 4 万円とするものであります。

続きまして、議案第 7 7 号令和 3 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 4 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4 億 0 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5 億 4 億 2 億 3 万 3,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 7 8 号令和 3 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,068 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1 億 1 億 7 万 9,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 7 9 号令和 3 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 8 億 9 万 8,000 円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,558万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第80号令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,303万8,000円とするものであります。

以上、議案第75号から議案第80号まで、6件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、私のほうから、議案第75号から第80号まで、一括して説明をさせていただきます。

初めに、各会計、各科目における共通事項などについてを説明したいと思います。

まず、今回の補正予算のうち人件費についてであります。時間外勤務手当につきましては、今年度の10月までの実績と今後の見込みによりまして、増減額を計上しております。また、退職手当組合費及び共済費は、率の改定によります減額となっております。

次に、各施設の燃料費についてであります。御承知のとおり、燃料費が高騰しております。1リットルあたりの税込みの単価で比較しますと、灯油につきましては当初86円が現在115円、A重油は当初88円が現在117円と、いずれも当初予算計上時から29円高くなっております。このため、今回、総額で1,102万2,000円の燃料費を計上しております。

このほか、各会計におきまして事務事業の確定、または入札執行等によります確定見込みによる減額が、主な補正予算の内容となっております。いずれもこの点につきましては、簡略に説明をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御承知いただきたいと思っております。

それでは、議案第75号の説明から始めますので、75号の1ページをお開きください。

議案第75号令和3年度陸別町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

これより、事項別明細書により説明をいたします。

11ページの歳出をお開きください。

事項別明細書の2、歳出であります。

1款1項1目議会費21万8,000円の減額の補正は、冒頭に説明しました率の改定によります3節職員手当等の退職手当組合費4万7,000円の減額と、4節共済費の共済組合費17万1,000円の減額であります。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費362万2,000円の補正であります。2節給料につきましては、職員の退職によります184万1,000円の減額。3節職員手当等は被扶養者の増に伴います扶養手当5万円の増、転居等に伴う住居手当5万5,000円の減、対象児童の増に伴います児童手当4万5,000円の増、退職に伴います通勤手当19万円の減。

次に、12ページをお開きください。

退職人事異動等に伴います期末手当87万2,000円の減、退職に伴います寒冷地手当7万3,000円の減、実績見込みによります時間外勤務手当88万8,000円の増、率の改定に伴う減及び人事異動等に伴います増によります退職手当組合費74万1,000円の増、合わせまして53万4,000円の計上であります。4節共済費、共済組合費は特別職は率の改定によります減、一般職は率の改定によります減と人事異動等によります増で、合わせまして492万9,000円の計上であります。

次に、5目財産管理費230万3,000円の補正であります。10節需用費は、役場庁舎の燃料費122万4,000円。12節委託料9万8,000円の減額は、書類整理によりますシュレッダーごみ等の増加によりまして、事業系廃棄物処理業務33万1,000円、それから役場庁舎換気自動制御等設備更新実施設計の確定によります42万9,000円の減。14節工事請負費237万4,000円の減額につきましては、りくべつ鉄道施設建設工事、これが旧分線駅付近に建てました車両庫の建設工事の確定によります205万5,000円の減額であります。

次のページに移りまして、庁舎改修につきましては、屋上の防水改修工事の確定によります31万9,000円の減額であります。24節積立金355万1,000円の補正につきましては、各基金への積立金であります。内訳は、ふるさと整備基金が指定寄附1件、30万円と、ふるさと納税41件、60万2,000円の合計90万2,000円。いきいき産業支援基金は、優良家畜導入支援資金の繰上償還7頭分159万6,000円と、ふるさと納税15件、61万8,000円の合計221万4,000円。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、ふるさと納税6件、8万2,000円。町有林整備基金は、ふるさと納税10件、11万3,000円。地域福祉基金はふるさと納税6件、8万9,000円。給食センター管理運営基金が、ふるさと納税11件、15万1,000円となっております。

6目町有林野管理費は、16節公有財産購入費で、土地購入費237万4,000円の補正であります。

議案説明書、資料ナンバー10をごらんください。

本件につきましては、町有林拡大事業としまして、東京都在住の山林所有者から、字ポントシュベツ原野西1線29番1の4万8,905平米の山林及び立木、それから帯広市在住の山林所有者から、字クンネベツ95番の1と12の合わせまして4万9,217平米の山林を購入しようとするものであります。

それでは、予算書の13ページをお開きください。

続きまして、7目企画費1,640万6,000円の補正であります。8節旅費は、サマーin 陸別の中止によります普通旅費11万1,000円の減。18節負担金補助及び交付金1,651万7,000円のうち、とちかち航空宇宙産業基地誘致期成会の負担金につきましては、今年度の負担がないということで通知がありましたので、1万5,000円の減。地域間幹線系統路線維持補助金1,508万5,000円は、路線バスの帯広線と北見線の赤字分への補助金の計上であります。陸別町の負担分につきましては、帯広陸別線が833万5,000円、前年度に比べまして64万5,000円の増、北見陸別線が675万円で、例年に比べまして23万5,000円の増、合計で88万円の増となっております。

なお、この補助は、8割が特別地方交付税で措置をされます。

議案説明書、資料ナンバー11に地域間幹線系統路線維持補助事業概要としまして負担金の一覧をつけておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

次のバス購入費助成事業204万9,000円であります。

議案説明書、資料ナンバー12を御覧ください。

北見陸別線は、運行から15年が経過しまして、昨年から10台中5台につきましては、北見バスが単独で購入をしまして、残りの5台分を関係市町が助成して更新することとしております。資料に記載しておりますが、今年度につきましては、3,152万7,000円で1台を更新しまして、そのうち陸別町の負担は204万9,000円となる見込みであります。

なお、この補助につきましても8割が、特別地方交付税で措置されます。

続きまして、予算書14ページお開きください。

14ページの交付金、サマーin 陸別実行委員会への交付金60万2,000円の減額につきましては、事業中止によります全額の減額であります。

次に、11目交流センター管理費821万7,000円の補正であります。10節需用費は、ふるさと交流センターの燃料費93万5,000円。14節工事請負費は、ふるさと交流センターのボイラーの給油設備等の更新工事で、728万2,000円の計上であります。

議案説明書、資料ナンバー13を御覧ください。

今年度の当初予算に計上しましたボイラーの更新にあたりまして、事業者が機械室内を調査したところ、ボイラー以外の周辺設備も更新が必要であるということが判明をい

たしました。更新が必要と思われる設備につきましては、①の給油設備、②の膨張タンク、③の給湯ポンプでありまして、いずれも平成5年のふるさと交流センターの建設時のものでありまして、28年が経過をしております。

写真の下に、現状として記載をしております①の給油設備は、今年度になってから給油不能となるなど不調となっております。②の膨張タンクはさびの発生などで腐食が進んでいる状況、③の給湯ポンプにつきましては、異音の発生が頻発をしている状況であります。せっかくボイラーを更新しましても周辺設備の不調によりまして、新しいボイラーの故障を招きかねないという事業者からの御意見もありまして、今回、ボイラー更新時に宿泊施設を休業するそのタイミングで、同時に更新しようとするものであります。

次に、12目銀河の森管理費99万6,000円の補正であります。3節職員手当等が30万3,000円の減額で、時間外勤務手当26万円、退職手当組合費4万3,000円の減額。4節共済費は、共済組合費17万4,000円の減額。10節需用費147万3,000円は燃料代で、天文台が53万6,000円、コテージ村が93万7,000円の計上であります。

2項徴税費1目税務総務費1万3,000円の減額の補正につきましては、3節職員手当等が17万円の減額、時間外勤務手当12万8,000円、退職手当組合費4万2,000円の減額であります。4節共済費は共済組合費14万3,000円の減額。22節償還金利子及び割引料30万円につきましては、以前分の修正申告の増加に伴いまして、町税等の還付金の予算に不足が生じるため、計上しようとするものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費10万3,000円の減額の補正につきましては、3節職員手当等が5,000円の増額で、時間外勤務手当5万2,000円の増額、退職手当組合費4万7,000円の減額。4節共済費は、共済組合費10万8,000円の減額であります。

16ページに移ります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費5万9,000円の減額の補正は、3節職員手当等の退職手当組合費1万4,000円の減額。4節共済費は、共済組合費4万5,000円の減額であります。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費48万2,000円の補正であります。3節職員手当等23万3,000円の減額につきましては、扶養者の減に伴います扶養手当3万9,000円の減、扶養手当の減に伴います期末手当8,000円の減、時間外勤務手当1万6,000円の減。

次のページに移りまして、退職手当組合費17万円の減。4節共済費は、共済組合費、率の改定によります減、それから人事異動等によります増によりまして19万7,000円の増額。27節繰出金は、介護保険事業勘定特別会計への繰出金51万8,000円の補正となっております。

3目後期高齢者医療費は18節負担金補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の令和2年度分の精算によります40万7,000円の補正であります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、7節報償費、出産祝い金で、出生見込み数は4件増によります50万円の補正。

2目児童福祉施設費は40万5,000円の補正であります。3節職員手当等21万7,000円の増額は、支給額の変更に伴います通勤手当15万6,000円の増、時間外勤務手当15万5,000円の増、退職手当組合費9万4,000円の減。4節共済費は、共済組合費18万8,000円の減額であります。

次のページをお開きください。

10節需用費37万6,000円は、陸別保育所の燃料代であります。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費12万円の減額の補正であります。3節職員手当等6万7,000円の減額は、人事異動等に伴う期末手当3万8,000円の増額、退職手当組合費10万5,000円の減額。4節共済費は、共済組合費12万8,000円の減額。22節償還金利子及び割引料7万5,000円の計上は、令和2年度未熟児養育医療費等国庫負担金の返還金であります。

2目保健衛生施設費17万9,000円の補正は、10節需用費、保健センターの燃料代。

3目予防費18万円の補正は、22節償還金利子割引料、令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の精算に伴う返還金であります。

続きまして、3項水道費1目専用水道費183万3,000円の減額の補正であります。12節委託料115万6,000円の減額は計装機器保守点検等、それから施設設備保守管理の確定見込みにより10万4,000円の減額と、小利別地区専用水道事業に係る実勢価格調査の確定によります105万2,000円の減額。14節工事請負費は、同じく小利別専用水道の施設機器更新工事の確定見込みによります67万7,000円の減額。

2目水道費27節繰出金、簡易水道事業特別会計への繰出金492万6,000円の減額の補正であります。

次に、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費13万円の減額の補正につきましては、3節職員手当等の退職手当組合費2万5,000円の減額。4節共済費は、共済組合費10万5,000円の減額であります。

次のページをお開きください。

2目農業総務費は15万7,000円の減額の補正であります。3節職員手当等21万円の計上は、被扶養者の減に伴います扶養手当3万9,000円の減、扶養手当の減に伴います期末手当8,000円の減、時間外勤務手当40万9,000円の増、退職手当組合費15万2,000円の減。4節共済費は、共済組合費36万7,000円の減額であります。

4目畜産業費35万円の減額の補正につきましては、18節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染予防対策による農業祭、それから各家畜共進会の中止によります減額であります。

6目営農用水管理費279万6,000円の減額の補正につきましては、12節委託料77万2,000円の減額は計装機器保守点検、施設設備保守管理の確定見込みによります18万9,000円の減、上陸別営農用水の支線配水管新設実施設計の確定によります49万5,000円の減、それから上陸別浄水場の灯油タンク更新の確定によります8万8,000円の減。14節工事請負費は、上陸別営農用水の支線配水管新設工事の確定見込みによります202万4,000円の減額であります。

8目農畜産物加工研修センター管理費5万7,000円の補正は、3節職員手当等の3万8,000円の減額、これが時間外勤務手当1万8,000円の減と退職手当組合費2万円の減額。4節共済費は、共済組合費5万2,000円の減額。10節需用費14万7,000円の計上につきましては、農畜産物加工研修センターの燃料代であります。

続いて、2項林業費3目林道新設改良費30万8,000円の減額の補正であります。14節工事請負費は、いずれも確定によります減額でありまして、林道法面補修工事8万8,000円、林道維持管理工事22万円の減額であります。

次のページお開きください。

7款1項商工費1目商工総務費34万円の補正は、3節職員手当等42万6,000円が、9月に減額補正をしました扶養手当の減に伴う期末手当1万6,000円の減、時間外勤務手当47万8,000円の増、退職手当組合費3万6,000円の減。4節共済費が共済組合費8万6,000円の減額であります。

4目公園費6万円の補正につきましては、10節需用費で、イベントセンターの燃料費であります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費32万6,000円の減額の補正につきましては、3節職員手当等1万9,000円の減額は時間外勤務手当9万3,000円の増、退職手当組合費11万2,000円の減。4節共済費は、共済組合費30万7,000円の減額であります。

2項道路橋りょう費2目道路維持費68万2,000円の減額の補正につきましては、14節工事請負費で、町道法面補修工事19万8,000円の減、町道補修修繕工事23万1,000円の減、排水整備工事25万3,000円の減で、いずれも事業の確定によります減額であります。

3目橋りょう維持費18万2,000円の減額の補正は、12節委託料が下陸別橋補修設計の確定によります104万5,000円の減額。18節負担金補助及び交付金86万3,000円の増額につきましては、橋りょう点検にかかります北海道市町村支援連絡協議会への負担金で、当初予算で41橋見ておりましたが、国の補助等の絡みで51橋に増やしたことに伴う増額であります。

4目道路新設改良費484万4,000円の減額の補正につきましては、14節工事請負費で、いずれも事業の確定によります減額であります。道路改良工事が、町道トマム川沿線148万円の減額、町道新町7号通300万3,000円の減額の2件であります。

続きまして、次のページに行きまして、歩道改良工事が町道東1条伸通り36万1,000円の減額。

5目街路灯費37万4,000円の減額の補正も14節工事請負費で、街路灯改修はLED化工事の確定によります減額であります。

5項1目下水道費は27節繰出金で、公共下水道事業特別会計への繰出金450万7,000円の減額の補正であります。

続いて、10款教育費1項教育総務費2目事務局費66万1,000円の減額の補正であります。3節職員手当等25万5,000円の減額は、区分変更によります特別職の寒冷地手当5万9,000円の増、一般職の時間外勤務手当17万3,000円の減、退職手当組合費14万1,000円の減。4節共済費は共済組合費で、特別職・一般職合わせて40万6,000円の減額の補正であります。

2項小学校費1目学校管理費147万8,000円の補正につきましては、10節需用費で陸別小学校の燃料代。

3項中学校費1目学校管理費74万4,000円の補正も、10節需用費で陸別中学校の燃料代であります。

次のページお開きください。

4項社会教育費1目社会教育総務費719万8,000円の減額の補正であります。ここでは、中学校等の海外研修派遣事業、冒険・体感inとうきょう事業、文化祭開催事業、ことぶき学級参加事業が、新型コロナウイルス感染拡大に伴います中止によりまして減額をしております。中学生等海外研修派遣事業の減額であります。7節報償費の謝礼金で6万円、記念品で9万5,000円。8節旅費で82万2,000円。10節需用費で17万6,000円。11節役務費で2万4,000円。13節使用料及び賃借料で2万6,000円。18節負担金補助及び交付金299万5,000円をそれぞれ減額しております。冒険・体感inとうきょう事業の減額につきましては、8節旅費で26万6,000円。18節負担金補助及び交付金で239万5,000円をそれぞれ減額しております。文化祭開催事業の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金で25万円の減額、ことぶき学級参加事業の減額も同じく18節で9万7,000円の減額。このほかに4節共済費であります。学童保育所指導員の雇用保険料が実績見込みによりまして8,000円の増額としております。

2目公民館費60万9,000円の補正につきましては、10節需用費で公民館の燃料代。

5項保健体育費1目保健体育総務費18負担金補助及び交付金は、先ほどと同じく、

新型コロナウイルス感染拡大による町民スポーツレク大会の中止によります45万円の減額の補正であります。

2目体育施設費7万8,000円の補正は、10節需用費で体育施設の燃料代。

3目学校給食費14万8,000円の減額の補正は、3節職員手当等は退職手当組合費3万5,000円の減額。4節共済費が共済組合費11万3,000円の減額であります。

次のページ、28ページから32ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思ひます。

以上で、歳出を終わりました、次に、歳入の説明を行いたいと思ひます。

7ページをお開きください。

7ページ、1、歳入であります。

10款1項1目地方交付税は、普通地方交付税779万7,000円の補正であります。地方交付税の補正の内訳につきましては、普通地方交付税が20億1,195万9,000円、特別地方交付税が当初と変わらず1億8,000万円でありまして、合計21億9,195万9,000円となります。令和3年度の普通地方交付税の決定額が、21億3,895万9,000円でありますので、補正後の留保額につきましては1億2,700万円となります。

次に、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金であります、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分401万6,000円の補正であります。既に予算計上しております、令和2年度の国の繰越しによる配分6,021万4,000円に対する追加分80万4,000円と、今年度の事業者支援分の交付限度額321万2,000円の計上であります。この追加分は、既に今年度の歳出予算として計上しました。該当する事業に充当いたしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

2目民生費補助金18万7,000円の減額の補正につきましては、生活困窮者就労準備支援事業等補助金で、道補助金に変更となったことによります全額の減額であります。

3目衛生費補助金35万5,000円の補正につきましては、1節保健衛生費補助金が72万8,000円の計上で、風疹抗体検査事業補助金は基準額の2分の1の補助で、確定見込みによります3万7,000円の計上、新型インフルエンザ等住民接種システム改修事業補助金につきましては、基準額の3分の2の補助でありまして58万6,000円、ロタウイルスワクチンシステム改修事業補助金も同じく基準額の3分の2の補助で、10万5,000円の計上であります。この2件につきましては、当初予算の歳出の自治体情報システム協議会の負担金に含まれて計上されておりますが、今回、国庫補助金の対象となることが分かりましたので、歳入により計上をしたところであります。2節水道費補助金、団体営整備事業補助金は、小利別地区専用水道施設機器更新工事の確

定見込みによる37万3,000円の減額の補正であります。

次のページに移りまして、15款道支出金2項道補助金2目民生費補助金18万7,000円の補正につきましては、先ほど国庫補助金のところで説明しました生活困窮者就労準備支援事業等補助金の変更先となります。名称も成年後見制度支援体制オンライン化推進事業補助金とされております。

3目衛生費補助金8万3,000円の減額の補正は、国庫補助に変更となりましたので、当初予算計上分の全額を減額するものであります。

次に、17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金195万5,000円の補正であります。1節総務費寄附金109万7,000円の計上は、ふるさと整備資金が指定寄附1件、30万円と、ふるさと納税41件、60万2,000円。合わせまして90万2,000円。ふるさと銀河線跡地活用等振興資金は、ふるさと納税で6件、8万2,000円。町有林整備資金もふるさと納税10件、11万3,000円。2節農林水産業費寄附金は、いきいき産業支援資金でふるさと納税15件、61万8,000円。3節教育費寄附金は、給食センター管理運営資金でふるさと納税11件、15万1,000円。4節民生費寄附金は、地域福祉資金でふるさと納税6件、8万9,000円の計上であります。

次に、18款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険事業勘定特別会計繰入金は、保険者機能強化推進交付金繰入金3万1,000円の補正であります。

2項基金繰入金8目公共施設等維持管理基金繰入金430万円の補正につきましては、ふるさと交流センターボイラー周辺設備更新事業への充当分であります。

次に、20款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入159万6,000円の補正につきましては、優良家畜導入貸付金の繰上償還7頭分であります。

続きまして、21款1項町債2目衛生債30万円の減額の補正は、小利別地区専用水道整備事業の確定見込みによります減額。

3目農林水産業債280万円の減額の補正は、1節農業債の第2上陸別地区配水管整備事業の確定見込みによります240万円の減額。

次のページに移りまして、2節林業債40万円の減額は、林道側溝整備事業の確定によります30万円の減額と、林道法面補修事業の確定によります10万円の減額であります。

4目土木債は620万円の減額の補正で、1節道路橋りょう債の町道トマム川沿線道路整備事業150万円の減額、下陸別橋改修事業90万円の減額、町道東1条仲通り道路整備事業40万円の減額、町道新町7号通り道路整備事業300万円の減額、町道法面補修事業20万円の減額、町道側溝整備事業20万円の減額で、いずれも事業の確定によります減額であります。

以上で歳入を終わります。次に5ページをお開きください。

予算書5ページ、第2表地方債補正の変更であります。

まず、起債の目的の一般単独事業（緊急自然災害防止対策事業）であります。限度

額が3,200万円から80万円減の3,120万円に変更となります。内訳につきましては、上から二つ目の林道側溝整備事業（宇遠別線）が60万円から10万円減額の50万円への変更となります。その下、弥生勲祢別線が230万円から10万円減の220万円。次のクネベツ2号線が、250万円から10万円減額の240万円。その下の林道法面補修事業（りくり線）が150万円から10万円減の140万円。町道側溝整備事業（小利別西1条通り線）が330万円から20万円減の310万円。町道法面補修事業（西トナム幹線）が90万円から10万円減の80万円。二つ空けて、町道法面補修事業（分線ウリキオナイ線）が200万円から10万円減の190万円に変更となります。

続きまして、過疎対策事業債ですが、限度額が5億5,300万円から850万円減の5億4,450万円に変更となります。

内訳は、上から二つ目の小利別地区専用水道整備事業が2,200万円から30万円減の2,170万円。一番下の第2上陸別地区配水管整備事業が2,300万円から240万円減の2,060万円。

次のページをお開きいただきまして、上から四つ目になります。下陸別橋改修事業が370万円から90万円減の280万円。次の町道トナム川沿道路整備事業が2,770万円から150万円減の2,620万円。一つ空けて、町道東1条伸通り道路整備事業が420万円から40万円減の380万円。その下、町道新町7号通り道路整備事業が3,840万円から300万円減の3,540万円に変更となります。

なお、利率につきましては、記載のとおりであります。

以上で議案第75号を終わります。次に、議案第76号の説明に移ります。

議案第76号令和3年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

これより、事項別明細書により説明をいたします。

5ページの歳出をお開きください。

2、歳出であります。

2款保険給付費2項1目高額療養費142万4,000円の補正につきましては、18節負担金補助及び交付金で高額療養費の今年度の実績から推計しました不足見込額であります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金127万8,000円の補正につきましては、22節償還金利子及び割引料で、令和2年度の保険給付費等交付金の精算に伴います返還金であります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入の説明をいたします。

4 ページを御覧ください。

1、歳入。

3 款道支出金 1 項道負担金 1 目保険給付費等負担金 1 4 2 万 4, 0 0 0 円の補正で、歳出の高額療養費と同額の普通交付金の計上であります。

6 款 1 項 1 目繰越金 1 2 7 万 8, 0 0 0 円の補正につきましても 1 節前年度繰越金で、国庫補助金と返還金との同額の計上であります。

以上で、議案第 7 6 号を終わりました。次に、議案第 7 7 号の説明に移ります。

議案第 7 7 号令和 3 年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

5 ページをお開きください。

5 ページ、2、歳出であります。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費 2 4 0 万 3, 0 0 0 円の補正であります。3 節職員手当等は、時間外勤務手当 3 2 万 9, 0 0 0 円の減額。1 0 節需用費の消耗品費は、派遣等の看護師が入ります住宅用の消耗品の購入費で 1 1 万円、燃料費は診療所分で 2 1 0 万 4, 0 0 0 円、修繕料は医療ガス酸素吸入装置の設備の整備等除菌フィルターエレメントの交換で 2 2 万 9, 0 0 0 円、合わせまして 2 4 4 万 3, 0 0 0 円の計上であります。1 2 節委託料は、総合検診システムのバージョンアップで 2 4 万 2, 0 0 0 円。1 7 節備品購入費は先ほども出ましたが、派遣等の看護師が入る住宅用の冷蔵庫 1 台分で、4 万 7, 0 0 0 円の計上であります。

6 ページから 9 ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思えます。

以上で、歳出を終わりました。歳入の説明を行います。

4 ページを御覧ください。

1、歳入であります。

5 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金 2 4 0 万 3, 0 0 0 円の補正であります。

以上で、議案第 7 7 号を終わりました。次に、議案第 7 8 号の説明に移ります。

議案第 7 8 号令和 3 年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

7ページをお開きください。

7ページ、2、歳出であります。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費873万3,000円の減額の補正であります。12節委託料は、陸別浄水場の自家発電機の電池取替えなど、施設設備の保守管理費の確定見込みによります41万7,000円の減額。14節工事請負費は、水道管支障移転工事の未実施によります831万6,000円の減額であります。これはトマム地区の道営農地整備事業との関係で、今年度の実施が不可能となりましたので、全額を減額しまして、次年度に改めて予算を計上させていただきたいと思っております。

2目施設新設改良費194万7,000円の減額の補正につきましては、14節工事請負費で、町道宮下本通りの配水管布設替工事の確定見込みによります180万4,000円の減額と、町道新町7号通りの配水管新設工事の確定見込みによります14万3,000円の減額であります。

以上で、歳出を終わります。次に、歳入の説明を行います。

5ページをお開きください。

5ページ、1、歳入であります。

1款使用料及び手数料2項手数料1目水道手数料3万円の減額の補正は、給水装置工事事業者指定申請書審査手数料の実績によりまして、当初6件を見込んでいたところ3件の見込みとなるため、3件分を減額するものであります。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、財政対策分492万6,000円の減額の補正。

4款1項1目繰越金は、440万4,000円の補正でありまして、前年度繰越金、全額の計上であります。

5款諸収入1項1目雑入は232万8,000円の減額の補正で、歳出でも説明いたしましたが、トマム地区道営農地整備事業との関係で、未実施となりました水道管移設等補償費の減額を、補償費等の予算を全額減額しまして、次年度に改めて予算計上する予定としております。

続きまして、6ページをお開きください。

6款1項町債1目簡易水道事業債は、配水管整備事業の確定見込みに伴います780万円の減額の補正であります。

以上で歳入を終わります。4ページをお開きください。

予算書の4ページにつきましては、第2表地方債補正の変更であります。

起債の目的の過疎対策事業及び簡易水道事業の配水管整備事業は、いずれも補正前の限度額が1,120万円から390万円を減額しまして、補正後の730万円とするものであります。

なお、利率につきましては、記載のとおりであります。

○議長（本田 学君） 昼食のため、午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、午前中に引き続きまして、議案第79号の説明に移らせていただきたいと思います。

議案第79号令和3年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたしますので、7ページの歳出をお開きください。

7ページ、2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13万1,000円の補正は、3節職員手当等の時間外勤務手当であります。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費124万9,000円の減額の補正につきましては、12節委託料であります。施設設備保守管理につきましては、計装機器保守点検、無停電電源装置更新の確定見込みによります10万円の減額と、施設移転等につきましては、公共ます等の高さ調整の確定見込みによります114万9,000円の減額であります。

次に、3款事業費1項下水道整備費1目下水道建設費178万円の減額の補正につきましては、14節工事請負費でありまして、下水道工事につきましては公共ますの新設工事の確定見込みによります122万1,000円の減額と、浄化センターの機器更新工事の確定見込みによります55万9,000円の減額であります。

9ページから10ページにつきましては、給与費明細書が添付されておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

以上で、歳出を終わりました。次に、歳入の説明に移ります。

5ページをお開きください。

1、歳入であります。

1款分担金及び負担金1項分担金1目下水道事業分担金は、受益者分担金17万5,000円の補正で、令和3年度で7件分の増となりましたので、増分の計上であります。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目下水道事業補助金の特定環境保全公共下水道事業補助金 30 万 8,000 円の減額の補正につきましては、先ほど歳出で説明しました浄化センターの機器更新工事の確定見込みによります減額。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は、財政対策分 450 万 7,000 円の減額の補正。

5 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の当初予算額を差引きました残り全額、194 万 2,000 円の補正であります。

6 ページをお開きください。

6 款 1 項町債 1 目下水道事業債は、特定環境保全公共下水道事業 20 万円の減額の補正でありまして、事業の確定見込みによります計上であります。

以上で歳入を終わりました、次に 4 ページの説明をいたします。

4 ページは、第 2 表、地方債補正の変更であります。

起債の目的の過疎対策事業、特定環境保全公共下水道事業は、補正前の限度額 40 万円から 10 万円を減額しまして、補正後は 30 万円となります。

下水道事業は、補正前の限度額が 920 万円から 10 万円を減額しまして、補正後は 910 万円。内訳は、特定環境保全公共下水道事業が、補正前の限度額 40 万円から補正後 30 万円になりまして、10 万円の減額。地方公営企業法適用化事業につきましては、変わらず 880 万円であります。

利率につきましては、記載のとおりであります。

以上で、議案第 79 号を終わりました、次に、議案第 80 号の説明に移ります。

議案第 80 号令和 3 年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

これより、事項別明細書により説明をいたします。

7 ページの歳出をお開きください。

2、歳出。

2 款保険給付費 2 項介護予防サービス等諸費 2 目介護予防サービス計画給付費は、18 節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費 1 万 6,000 円の補正でありまして、本年度の実績によります推計で不足が見込まれるため、計上するものであります。

3 項その他の諸費 1 目審査支払手数料 2 万 2,000 円の補正は、11 節役務費、国保連への審査支払手数料も今年度の実績による推計で、不足の見込額を計上しております。

4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費は 18 節負担金補助及び交付金、

高額介護サービス費 114万5,000円の補正で、対象者が3名ほど増となる見込みでありますことから、補正しようとするものであります。

8ページをお開きください。

5項高額医療合算介護サービス等費 1目高額医療合算介護サービス費は18節負担金補助及び交付金、高額医療合算介護サービス費 32万7,000円の補正で、件数が13件ほど増となる見込みで補正をするものであります。

6項特定入所者介護サービス等費 1目特定入所者介護サービス費は18節負担金補助及び交付金、特定入所者介護サービス費 184万4,000円の補正で、この主な要因につきましては、施設入所者の入れ替わりにより入所日数の増の見込みによるものであります。

次に、3款地域支援事業費 1項 1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、18節負担金補助及び交付金、第1号事業給付費 69万8,000円の補正で、訪問型サービスが16名、通所型サービスが3名の利用見込み増によるものであります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費 9万円の補正につきましては、利用の見込み増によるもので、12節委託料、総合事業委託料は22件、8万8,000円の増であります。

次のページに移りまして、18節負担金補助及び交付金、第1号介護予防支援事業費は、1件、2,000円の増。

3項包括的支援事業・任意事業費 1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、12節委託料、介護予防サービス計画作成料で、35件の増を見込みまして7万9,000円の補正。

4項その他諸費 1目審査支払手数料 2,000円の補正につきましては11節役務費、国保連への審査支払手数料で、本年度の実績による推計で不足見込額の計上であります。

10ページをお開きください。

5款諸支出金 2項繰出金 1目他会計繰出金 3万1,000円の補正は、歳入の国庫補助金、保険者機能強化推進交付金の額の決定に伴う補正であります。

一般会計では、介護用品給付事業に充当しております。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入の説明をいたします。

4ページをお開きください。

1、歳入であります。

2款国庫支出金 1項国庫負担金 1目介護給付費負担金 67万円の補正は、歳出の介護給付費に係る国の負担分20%のルール分であります。

2項国庫補助金 1目調整交付金 28万6,000円の補正も、歳出の介護給付費に係るルール分、8.49%分。

2目地域支援事業交付金 19万8,000円の補正は、介護予防・日常生活支援総合事

業の25%分。

3目保険者機能強化推進交付金は、交付額の決定による3万1,000円の補正。

4目保険者努力支援交付金も、交付額の決定によります4万2,000円の補正であります。

次に、3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金41万8,000円の補正であります。歳出の介護給付分に係るルール分12.5%分。

2項道補助金1目地域支援事業交付金9万9,000円の補正は、介護予防・日常生活支援総合事業の19.5%分であります。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金90万4,000円の補正は、歳出の介護給付費分に係るルール分27%分。

2目地域支援事業支援交付金21万3,000円の補正は、地域支援事業の27%分の計上であります。

続きまして、6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金51万8,000円の補正であります。1節介護給付費繰入金、介護給付分41万8,000円の補正は、歳出の介護給付に係るルール分12.5%分。3節地域支援事業繰入金10万円は、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%分の計上であります。

6ページを御覧ください。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は79万6,000円の補正で、介護給付費等に係る介護保険料の不足分について計上しております。

8款諸収入2項4目雑入は7万9,000円の補正で、ケアプラン作成件数の増によります増額であります。

以上で、議案第75号から議案第80号までの説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第75号令和3年度陸別町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、11ページからを参照してください。

1款議会費11ページから、2款総務費17ページ中段まで。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3款民生費17ページ下段から、4款衛生費19ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、6款農林水産業費19ページ下段から、7款商工費22

ページ下段まで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、8款土木費22ページ下段から24ページ中段まで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、10款教育費24ページ中段から27ページまで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。

3番久保議員。

○3番(久保広幸君) それでは、2点、お伺いたします。

まず、7ページの歳入の14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金の1節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金401万6,000円についてであります。

これにつきましては、先ほどの説明で既に当初予算で計上されているものに充当するということでありました。これに関連してであります。現在、国のほうでは今年度の補正予算を調整しているところでありまして、その中で生活困窮者に対する灯油購入費の助成についても盛り込むとしております。

当町には、冬期生活支援事業、これが実施されているということをお伺いするわけですが、この福祉灯油事業、既に今、新聞でもいろいろ報道されておりますが、道といたしましても道内179市町村のうちの155市町村で既に実施されているということで、交付金を5割引上げる方針という、昨日ですか、知事の説明がありました。今後、当町も国の追加配分、臨時交付金の追加配分があった場合、事業実施計画の中にも含める考えがあるのかお伺いいたします。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) 議員からお話ありましたように、これから出てくるものだと思うのですが、詳細についてはまだはっきり分かっておりません。今回、午前中説明しました臨時交付金の中でも追加配分とか、事業者支援分については3次分の追加のような形で来ていまして、交付金の事業については全部その中で配分するというような形になっております。この次、来た場合にも該当する事業があれば、国から交付いただけるわけですから、できるだけ交付される配分額については、全部対象となるように、これから事業内容についても検討することとなるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま答弁をいただいたわけでありまして、予算案の説明でも副町長もおっしゃられておりましたが、昨年の同時期に比べてたしか29円、私の知る限りでは昨年84円であったものが現在113円とか、29円ほど上がっているということはお互い理解できるところでありまして、この窮状というか、そういうものを鑑みて生活支援事業に加えて、しつこい質問になりますが、加えてこの臨時交付金を充てて、暖房用燃料の購入助成が必要と、私は考えるわけでありまして、再度の質問になってしまうと思いますが、お答えいただきたいと思えます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 福祉灯油の関係だと思っておりますが、この件につきましては、令和2年度から当町については、冬期支援事業ということで行っております。それ以前、いろいろ議会の中でも御質問等がありまして、灯油高騰の際に、これまではこの事業を行ってきたわけです。これを今回、令和2年度からは毎年出してあげるということで、高騰しても高騰しなくても出すという制度にしています。

ですので、もともとの高騰した事業の制度であると、高騰したときに出す制度であるというふうに考えておりますので、この事業につきましては、恐らく歳出の関係だと思っておりますけれども、改めて追加するという考えはございません。あくまでも今やる事業の中の補助がなくても、交付金がなくても、町は単費でやっているわけですから、これらを歳入の充当先として利用していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 私の質問に対する答弁については、理解いたしました。

冒頭で2件と申し上げたのですが、頭出しもしてなかったものですから、以上で質問終わります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について、質疑を行います。

5ページから6ページまでの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第75号令和3年度陸別町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第76号令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第76号令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第77号令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第77号令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第78号令和3年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第78号令和3年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第79号令和3年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第79号令和3年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第80号令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから10ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第80号令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時24分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員